

— あんしん保証バックプラス会員規約 —

第1条（あんしん保証バックプラス会員規約の適用）

- 1 ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）の定める「3G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」及び「5G 通信サービス契約約款」（以下「サービス約款」といいます。）に基づき当社との間で通信サービスの提供を受けるための契約又はソフトバンクモバイルオフィス契約（以下総称して「サービス契約」といいます。）を締結し、且つ当社に対しあんしん保証バックプラス会員規約（以下「本規約」といいます。）に基づきあんしん保証バックプラス（以下「本会」といいます。）の入会を申込まれた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。
- 2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める各会員特典（以下「特典」といいます。）を提供します。当社が本会員に対し特典を提供することを以下「本サービス」といいます。
- 3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。
- 4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条（本サービスの対象単位）

- 1 本サービスは、当社が本会への入会を認めた時点において契約者回線に接続されている移動無線装置であって、「SoftBank」の標章が付されたもの（第10条第2項に該当する本会員の移動無線装置を含めて、以下「提供対象無線装置」といいます。）に対して提供します。ただし標章を付さないものであっても、当社が別途指定する場合は、本サービスの対象とします。
- 2 前項にかかわらず、データ通信 USIM カード（Dual）に対応したモバイルデータ通信機器の場合は、本サービスは、データフラットプラン又はデータフラットプラン for ULTRA SPEED が適用される回線に接続されている場合に限り提供いたします。また、データ通信（B）従量 USIM カードに対応したモバイルデータ通信機器の場合は、本サービスは、データ従量プランが適用される回線に接続されている場合には提供いたしません。
- 3 前項の場合において、データフラットプラン又はデータフラットプラン for ULTRA SPEED が適用される回線が解約された場合には、第10条が適用されるものとします。
- 4 当社が認める手続きを行った場合のみ、提供対象無線装置が変更される場合があります。

第3条（本会入会条件）

本会への入会条件は、サービス契約を締結している方（以下「サービス契約者」といいます。）で且つ提供対象無線装置により当該契約者回線に接続して使用する方であることとします。

第4条（会員特典の適用）

- 1 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示するうえ、所定の書類等に署名及び捺印することにより、又はオンライン修理受付にて申し込むことにより、本サービスを利用することができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。
- 2 当社が指定するサービス取扱所を介さない修理（総務大臣に登録済業者での修理も含みます）によって対象無線装置の製造番号の変更が行われた場合、それ以降は会員特典の適用を受けることができません。
- 3 以下の会員特典は、修理完了品（メモリーデータ復旧サポートの場合は回復用端末）引渡時に本サービスへ加入いただいていることを条件に適用いたします。ただし、修理品お届けサービスを利用の場合は修理完了時点、オンライン修理受付を利用の場合は修理受付時点に加入いただいていることを適用条件とします。
 - ・ 故障保証サービス、破損保証サービス、水濡れ・全損保証サービス、内蔵型バッテリー交換修理 割引サービス、メモリーデータ復旧サポート、オンライン修理利用時の追加割引

第5条（特典の提供対象）

当社が特典を提供する対象は、提供対象無線装置に限るものとします。

第6条（本会への入会の申込み）

- 1 本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。
- 2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申込みものとします。ただし、「ソフトバンクアフターサービス」、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、「あんしん保証パックN」に既に参加されているサービス契約者が本会への入会の申し込みを行うときは、この限りではありません。

第7条（本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得）

- 1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。
- 2 当社は、申込者がサービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

第8条（退会手続）

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第9条（当社が行う退会手続）

当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。

- 1 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約又はサービス契約のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
 - (5) 住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
- 2 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第10条（サービス契約の解約）

- 1 提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約を解約したとき、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに申し込んだとき、又は機種変更したときは、本会員の資格を喪失し、本会を退会するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、以下の各号の条件をすべて満たす場合は、本会員はサービス契約を2022年12月14日以降に解約した後も本会員の資格を保有し、本サービスが継続されるものとします。
 - (1) 本会員が法人でないこと
 - (2) 本会員が提供対象無線装置の機種契約番号を取得していること
 - (3) 提供対象無線装置が4Gスマートフォン又は5Gスマートフォンであること

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第12条（利用権の譲渡）

- 1 提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、利用権の譲渡が行われたときは、当該提供対象無線装置についても同様に譲渡が行われたものとみなし、本会員の資格は譲受人に承継されるものとします。この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま承継されるものとします。ただし、譲受人から本会員の資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡

承認の日をもって本会員の資格は消滅するものとします。

2 本会員がサービス契約を第10条第2項により既に解約している場合、本会員の資格は継承又は譲渡できないものとします。

第13条（契約者識別番号の変更に伴う特典の適用）

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

第14条（月額使用料）

本会の月額使用料は、提供対象無線装置ごとに月額715円とします。

第15条（月額使用料の支払い）

当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。ただし、第10条第2項に該当する本会員の場合、当社は本会員の指定した支払先に請求します。

- (1) 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- (2) 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第16条（月額使用料の日割り）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次により計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。
本会員の資格の喪失	本会員の資格の喪失の日までの当該請求月の日数に従って日割計算を行います。

第17条（月額使用料の無料期間の適用）

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第18条（延滞利息）

本会員は、月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第19条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等（以下総称して「故障等」といいます。）の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (7) 本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (8) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断するとき

第20条（特典の利用制限）

本会員は、本会への入会と同時に特典を利用できないものとします。ただし、「ソフトバンクアフターサービス」、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、「あんしん保証パックN」に既に加入されているサービス契約者が本会への入会の申し込みを行う場合は、この限りではありません。

第 2 1 条（個人情報の取扱い）

当社は、本会員の個人情報を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第 2 2 条（規約の変更、承認）

当社は、本規約、特典の内容を変更することができるものとします。この場合、変更が軽微なときを除き、あらかじめ、メールによる本会員への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

— 特典の内容及び適用条件 —

故障保証サービス（内容：故障等の場合の修理代金の割引 等）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、又はオンライン修理受付にてお申し込みの上、当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- (3) 無償修理以外の修理は当社が修理代金を割引いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板及び筐体(アンテナを除く)のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 提供対象無線装置の有料修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。また、第10条第2項に該当する本会員の場合には、当社が指定・販売する製品を当社が別途定める価格にて購入いただけます。ただし、在庫状況により、同一機種を選択できない場合、又は、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (10) オンライン修理受付にて交換サービスを選択する場合、当社が定めるあんしん保証パック加入者向けの価格が適用されるものとします。

盗難・紛失保証サービス（内容：トラブル時（盗難・紛失等）のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部割引）

- (1) 当社が指定する移動無線装置に当社が別途定める価格で機種変更することができます。また、第10条第2項に該当する本会員の場合には、当社が指定・販売する製品を当社が別途定める価格にて購入することができます。ただし、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」又はソフトバンクアフターサービス及びスーパー安心パックの「盗難・全損保証サービス」、あんしん保証パック with AppleCareServices の「盗難紛失での配送交換」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「証明書類」といいます。）を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・全損保証サービスの適用を受けることはできません。
- (5) 「盗難・紛失保証サービス」の上記（1）に基づき指定価格での機種変更又は購入を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所に回収したものも含みます）を用いた当社の通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」の上記（1）に基づき指定価格での機種変更又は購入を行った場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴うことがあります。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」の上記（1）に基づき指定価格での機種変更又は購入を行った場合、本会に入会いただきます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わるサービスへ入会いただきます。

電池パック無料提供サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当し、且つ当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池パックを1機種あたり1個無料提供いたします。ただし、無料で提供する電池パックは、当社が指定する機種に限るものとし、お申込みいただいた電池パックをご提供できない場合がございます。
 - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
 - ② 本会に1年以上継続加入の場合（ただし、「ソフトバンクアフターサービス（注）」、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、

「あんしん保証パック N」の退会と同時に本会に入会した場合は、継続加入期間が引継がれます)

(注)「ソフトバンクアフターサービス」については、2009 年 2 月 1 日から 2010 年 2 月 8 日までの間に退会と同時に本会に入会された場合のみ継続加入期間が引き継がれます。

- (2) 提供対象無線装置のうち電池パックが付属品として提供されない機種（一部のデータ通信端末又はデジタルフォトフレーム等）をご契約の会員は、電池パック無料サービスの適用対象外とさせていただきます。なお、提供対象無線装置が内蔵電池にて動作する機種の場合は、電池交換割引サービスを利用できます。
- (3) 電池パック無料提供サービスの申込期間は、上記条件のいずれにも該当することとなった日から 1 年間といたします。当該申込期間を経過してからのお申込の場合は、電池パックをお渡しできない場合がございます。
- (4) 電池パックはお申し込み受付後、本会員が当社に申告している請求書送付先住所、契約者住所、任意の配送先の何れかに送付いたします。
- (5) 提供対象無線装置の種類によっては電池パックの在庫状況により、お届けが遅れる場合がございます。
- (6) 販売開始日から起算して 3 年を経過する提供対象無線装置は、電池パックの当社在庫がなくなり次第、当該サービスの対象外とさせていただきます。

内蔵型バッテリー交換修理 割引サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象無線装置の電池交換修理価格から当社が指定する代金を割引します。
 - ① 同一機種の提供対象無線装置を 1 年以上ご利用の場合
 - ② 本会に 1 年以上継続加入の場合（ただし、「スーパー安心パック」、「あんしん保証パック」、「あんしん保証パック N」の退会と同時に本会に入会した場合は、継続加入期間が引継がれます）
 - ③ 提供対象無線装置が電池パックが付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合
- (2) 電池交換割引サービスによる代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。

破損保証サービス（内容：外装破損の場合の外装交換（リニューアル）代金の一部割引）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、又はオンライン修理受付にてお申し込みの上、当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理（リニューアル）代金を、90%割引いたします。
- (3) 本会員の故意による破損等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、破損保証サービスは適用されません。
- (4) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (5) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体(アンテナを除く)のみです。
- (6) 破損保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (7) 提供対象無線装置の有料修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。また、第 10 条第 2 項に該当する本会員の場合には、当社が指定・販売する製品を当社が別途定める価格にて購入いただけます。ただし、在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (8) オンライン修理受付にて交換サービスを選択する場合、当社が定めるあんしん保証パック加入者向けの価格が適用されるものとします。

水濡れ・全損保証サービス(内容：水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取引所にお持ち込みになるか、又はオンライン修理受付にお申し込みの上、当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「水濡れ・全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ・全損保証サービス価格での修理、又は当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができます。※判定には、日数を要する場合があります。※当社が指定する一部機種については、水濡れ・全損修理をご選択いただけません。※修理用部品の在

庫状況等により、機種によっては水濡れ・全損修理を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。

- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」又は「ソフトバンクアフターサービス」及び「スーパー安心パック」の「盗難・全損保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合は、水濡れ・全損した提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所にて回収させていただきます。
- (5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ・全損保証修理の対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 水濡れ・全損保証修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れ・全損保証修理の際に外装（それに付随する回路等も含む）の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります（ただし、破損保証サービスが同時に適用されます）。
- (8) 水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の当社指定価格での購入を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた当社の通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (10) 当社が指定する移動無線装置の当社指定価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (11) オンライン修理受付にて交換サービスを選択する場合、当社が定めるあんしん保証パック加入者向けの価格が適用されるものとします。
- (12) 「水濡れ・全損保証サービス」の上記（2）により当社指定の価格にて機種変更又は購入した新たな製品においても本会に入会いただきます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わるサービスへ入会いただきます。

オンライン修理利用時の追加割引

オンライン修理受付を web 経由でご利用の場合、「あんしん保証パックプラス」各特典適用後の修理価格から、さらに 20%割引いたします。

メモリーデータ復旧サポート

提供対象無線装置がメモリーデータ復旧サポートのサポート対象製品(サポート対象製品は随時変更されます。)の場合は、無償でご利用いただけます。

ケータイなんでもサポート

ケータイなんでもサポートがご利用いただけます。

※ケータイなんでもサポートの提供条件及びサービス内容は、「ケータイなんでもサポート」規約及び当社ウェブサイト等にてご確認ください。

配送交換

- (1) 配送交換特典（以下「本特典」といいます。）は、破損、故障した機種（以下「故障機」といいます。）を当社が指定する移動無線装置（以下「交換機」といいます。）に交換するものです。
- (2) 本特典のご利用は当社の本会員ご本人に限ります。
- (3) 故障機は、サービス契約者がソフトバンク正規取扱店で最後に購入された携帯電話機に限ります。
- (4) 本特典の対象は、2016 年 4 月以降発売の 4G スマートフォンの機種本体のみとなります。アクセサリ類は本特典の対象となりません。
- (5) 原則、同一機種（シリーズ・カラー）の交換機としますが、在庫不足などにより同一機種への交換が困難な場合は、別途当社が指定する機種とさせていただきます。
- (6) 交換機は、未使用又は短期間使用された携帯電話機、ならび故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。
- (7) 交換機は、外装に小傷が付いている場合があります。

- (8) 当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新の提供対象無線装置を本特典の提供対象とします。
- (9) 携帯電話の利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、本サービスをご利用いただけません。
- (10) 当社は、本特典の利用料金として次項に定められた料金を交換機発送日の属する請求月のサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。ただし、第10条第2項に該当する本会員の場合、当社は本会員の指定した支払先に請求します。
- (11) 本特典の利用料金は、次の通りとします。

2016年4月以降発売の4Gスマートフォン	8,250円
-----------------------	--------

- (12) 本特典をご利用後、機種変更又は当社指定価格での購入の有無にかかわらず、6ヵ月間は本特典をご利用いただけません。
- (13) 「トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引」、あんしん保証バックプラス及びあんしん保証バック、あんしん保証バックライトの「水濡れ・全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」、又はソフトバンクアフターサービス及びスーパー安心パックの「盗難・全損保証サービス」、あんしん保証バック(i)プラス及びあんしん保証バック(i)の「修理代金の還元サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、機種変更又は当社指定価格での購入の有無にかかわらず、本特典をご利用いただけません。
- (14) 本会員が交換機の受取りをされない場合は、申込をキャンセルとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (15) 交換機を受け取った時点で、交換機は本会員の所有物となり、故障機は当社の所有物となります。故障機は、交換機の到着から14日以内に当社へご返送ください。
- (16) 交換機は、返品できません（受領後のキャンセル不可）。ただし、交換機に初期不良がある場合には、受領後14日以内に当社お問合せ窓口にお申し出ください。お申し出いただいた後、当社にて在庫状況を確認の上、代替機を送付します。代替機を受け取った時点で、代替機は本会員の所有物となり、初期不良機は当社の所有物となります。初期不良機は、代替機の到着から14日以内に当社へご返送ください。
- (17) 故障機に保存されているデータはバックアップを取り、データを削除した状態でご返送ください。故障機に残っていたデータに関し、当社は責任を負いません。
- (18) 故障機及び初期不良機が(15)及び(16)に定める期日までに返却されなかった場合、故意・過失の別なく、以下の違約金を当社に支払うものとします。この場合、違約金をお支払いいただいた時点で、故障機及び初期不良機の所有権は、当社から本会員に移転します。
故障機及び初期不良機の未返却1台につき44,000円
- (19) 違約金のお支払後に当社に故障機及び初期不良機の返却をされた場合でも、当社は、違約金の返金について一切応じません。
- (20) 故障機のご返送が確認できるまでは、機種変更、MNP等、当社の他のサービスがご利用いただけません。
- (21) 故障機のご返送が確認できない場合、故障機に対し、端末ロック等により、利用制限を行うことがあります。利用制限に関連し、本会員又は第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
- (22) ご返送いただいた故障機は、返却いたしません。
- (23) USIMカード、SDメモ리카ード、mini B-CASカード等付属品はお預かりできません。
- (24) 故障機にUSIMカード、SDメモ리카ード、mini B-CASカード等付属品が添付されていた場合は、それらの付属品に対する所有権を放棄したものとみなし、原則廃棄させていただきます。
- (25) 故障機の割賦代金が残っている場合は、引き続きお支払いいただきます。
- (26) 交換機の無償修理期間は、故障機の無償保証期間の残期間を引き継ぎます。
- (27) 交換機の利用期間は、故障機の利用期間を引き継ぎます。
- (28) 本特典は、メンテナンスのため受付業務を一時中止する場合があります。
- (29) 本特典を申込み後の各種連絡は、電子メールを通じて行います。電子メールアドレスをお持ちでない本会員は、本特典の利用をご遠慮ください。
- (30) SIM再発行が必要になる場合、別途当社が定めるSIM発行手数料がかかります。
- (31) 法人回線でご契約の本会員は、ご契約内容により受付できない場合があります。
- (32) レンタルサービスをご契約の本会員は、受付できません。
- (33) 紛失・盗難の場合は本サービスをご利用いただけません。

【更新履歴】

本規約作成日 2020年3月25日

改定日

2021 年 3 月 31 日
2021 年 7 月 14 日
2021 年 7 月 21 日
2021 年 11 月 17 日
2021 年 12 月 15 日
2022 年 12 月 14 日